

FMCだより

6月といえば梅雨。雨が多いのはなんとなく気が滅入りますが、この時期に雨が少ないと 夏の水不足が心配になります。どうせなら日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL: 0282-27-8833 / FAX: 0282-27-8830



ふるさと納税の改正



先に言ってよ









個人が都道府県や市区町村(以下、「自治体」)に寄附をすることで、所得税と個人住民税あわせて最高で自治体への寄附合計額から2,000円を除いた寄附金額が軽減される『ふるさと納税制度』。この制度が平成27年度税制改正により拡充されました。

改正の内容

1. 上限が約2倍に拡充

これまでふるさと納税の上限額は、おおむね個人住民税の所得割額の1割でした。これが平成27年1月1日以後の寄附から、おおむね個人住民税の所得割額の2割となりました。この上限額について、総務省の試算によれば次のとおりです。

【2,000円を除いた全額控除される寄附上限額】※夫婦(配偶者は専業主婦)のみのケース。

給与年収	改正前	改正後	給与年収	改正前	改正後
500万円	30,000円	59,000円	900万円	77,000円	154,000円
700万円	55,000円	108,000円	1,500万円	190,000円	382,000円

2. 確定申告不要者は、手続きが簡便に

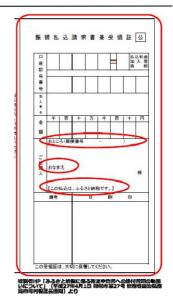
これまでふるさと納税を適用するためには、確定申告をしなければなりませんでした。これが、平成27年4月1日以後の寄附については、確定申告をする必要のない人について、ふるさと納税寄附先が5団体を超えない場合には、確定申告をしなくとも、寄附時に寄附先へ"ワンストップ特例申請書"を提出することで、ふるさと納税を適用することができるようになりました。

郵便振替の半券等、振込票の控が受領証に

確定申告によりふるさと納税を適用する場合には、申告書に寄附先からの受領証を添付します。この受領証について、振込票の控が利用できることになりました。

この場合における"振込票の控"とは、 右のような郵便振替の半券や振込依頼書の 控を指します。

また、ふるさと納税専用口座への振込である場合には、これらの他、ATM (現金自動預け払い機)の振込等により受領する控でも認められます。ただしこの場合には、ふるさと納税専用口座であることがわかる書類を寄附先から入手し、添付する必要があります。



M MyKomon



非上場株式等と上場株式等の損益通算来年以降不可に



私が保有している非上場株式と上場株式を整理していく予定でいます。現状の株価を試算してみたところ、非上場株式は譲渡益が、上場株式は譲渡損が生じそうなので、両者の通算を視野に入れています。今年実行すべきか、あるいは来年実行すべきか悩んでいますが、いずれにしろ、これらを通算することが可能であることは間違いありませんか。



ご相談のケースの場合、平成28 年1月1日以後の譲渡については、 非上場株式に係る譲渡益と上場株 式に係る譲渡損を通算することは

できません。

税制改正の内容

金融所得課税については、税制抜本改革法 等において一本化が検討され、その後税制改 正がなされています。そのなかで平成25年度 税制改正により、平成28年1月1日以後の譲渡 については、非上場株式等に係る譲渡所得と 上場株式等に係る譲渡所得とを別々の課税制 度(他の所得と切り離して課税する分離課税 制度)とすることになりました。

中小企業経営者等にとって、この改正は影響が大きいと予想されます。もし通算をお考えであれば、年内の実行をご検討ください。

なお上記の他、平成28年1月1日以後の金融 所得課税の体系が大きく変わります。概要は 以下の表のとおりです。

【平成28年1月からの金融所得一体課税の主な概要図】

現行(平成27年12月31日まで) 利子所得 公社債の利子 (源泉分離課税 公社債投信の収益分配金 20%*1) 次の譲渡益、譲渡損 非課税所得 •公社債 ·公社債投信 次の譲渡益、譲渡損 株式等に係る譲 ・上場株式 渡所得等 ·非上場株式 •株式投信 配当所得 上場株式の配当 (申告分離課税を 公募株式投信の収益分配金 選択したもの) 申告分離課税(20%※1) +損益通算の可能範囲

- ※1 復興特別所得税を除いた、所得税15%+住民税5%。
- ※2 特定公社債は、国債、地方債、外国国債、公募公社
- 債、上場公社債、平成27年12月31日以前発行の公社債 (同族会社発行社債を除く)等一定の公社債を指す。
- ※3 株式等に係る譲渡所得等は、上場株式等とそれ以外 (一般株式等)に区分し、別々の分離課税制度へ。原則として相互間での通算等は不可。
- ※4 同族会社発行社債に係る一定のものは、総合課税。

改正後(平成28年1月1日以後) 特定公社債※2の利子 利子所得 公募公社債投信の収益分配金 次の譲渡益、譲渡損 申告分離課税 ·**特定**公社債^{※2} $(20\%^{*1})$ 上場株式等に係る ·公募公社債投信 +損益通算の 譲渡所得等※3 ・上場株式 可能範囲 ·公募株式投信 配当所得 上場株式の配当 (申告分離課税を選 公募株式投信の収益分配金 択したもの) 特定公社債以外の公社債の利子(同族 利子所得 会社発行社債に係る一定のもの※4を除く) (源泉分離課税 20%) 私募公社債投信の収益分配金 一般株式等に係る次の譲渡益、譲渡損等(同族会社発行 社債に係る一定のもの※4を除く) 譲渡所得等※3 ·特定公社債以外の公社債 (申告分離課税 20%※1、損益通算は 私募公社債投信 この範囲内) ·非上場株式



労務情報

平成27年度の雇用保険料率と 労災保険率が決定

社会保険・労働保険の保険料率は定期的に変更されていますが、平成27年4月 に雇用保険料率と労災保険率が以下のとおり、決定しました。

雇用保険料率

雇用保険には従業員が離職し、次の 就職先が決まるまでの期間について、 生活の安定を図り求職活動を支援する ことを目的として支給される基本手当 や、育児休業期間に受給することの きる育児休業給付金など、様々な給付 制度が設けられています。雇用保険料 率はこれらの給付と雇用保険料の収支 の見通しや積立金の状況等に応じて、 年度ごとに見直しが行われています。 平成27年度は昨年度と同様で、右表の とおりとなりました。

平成27年度の雇用保険料率

			内訳			
	① 労働者 負担	② 事業主 負担	失業等 給付の 保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険 料率	
一般の 事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000	
農林水産 清酒製造 の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000	
建設の 事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000	

労災保険率

労災保険率は、原則3年ごとに過去3年間の業務災害の発生率などを基に改定が行われることになっていますが、平成27年度はその改定のタイミングとなりました。この労災保険率は54の業種があり、主な業種を取り上げると右表のとおりとなります。

業種により引き下げ、据え 置き、引き上げと異なります が、全体の平均では平成24年 度と比べ1000分の1の引き下 げとなりました。6月は年度 更新を行う時期です。適用す る保険率を誤らないように、 申告書を確認しましょう。

労災保険率表(抜粋)

事業の種類の分類	事業の種類	平成24年度	平成27年度
建設の	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	13/1000	11/1000
	食料品製造業	6/1000	6/1000
製製	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5/1000	7/1000
造	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	7/1000	5.5/1000
業	電気機械器具製造業	3/1000	3/1000
	その他の製造業	7/1000	6.5/1000
運 輸 業	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾 荷役業を除く。)	9/1000	9/1000
そ 事の 業他 の	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1000	7/1000
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5/1000	3.5/1000
	その他の各種事業	3/1000	3/1000

■ 引き上げとなった業種 □ 引き下げとなった業種 □ 据え置きとなった業種



経営情報

業種別にみる若年正社員定着に 最も効果のある対策

少子化の進展により若年労働者数が減少傾向にあります。企業の存続を考えると、若年労働者の採用と定着は重要な課題です。ここでは3月に厚生労働省から発表された調査結果(※)から、若年正社員の定着に最も効果のある対策をご紹介します。



コミュニケーションが大切

上記調査結果から、若年正社員の定着に最も効果のあった対策について、業種別に上位3つをまとめると右表のとおりです。全体(総数)では、「職場での意思疎通の向上」が最も効果のある対策とした事業所割合が最高になりました。次いで「本人の能力・適性にあった配置」、「教育訓練の実施・援助」の割合が高くなりました。

業種ごとにみると、「職場での意思 疎通の向上」が最も効果のある対策と した業種が多いですが「本人の能力・ 適性にあった配置」が一番になる業種 もみられます。この結果を見る限り、 上記2つのどちらかが、若手正社員の 定着に最も効果のある対策だといえそ うです。

その他「教育訓練の実施・援助」、 「仕事の成果に見合った賃金」も上位 3つまでに入る業種がみられます。

業種別若年正社員の定着に最も効果のある対策別事業所割合(%)

の向上職場での意思疎通	にあった配置本人の能力・適性	援助教育訓練の実施・	合った賃金	明・情報提供採用前の詳細な説
25. 3	18.5	12. 2	10.8	8. 6
16. 9	22. 1	13. 6	16. 2	10.5
17. 6	25. 0	14. 1	16. 2	5. 9
22. 8	26. 7	9. 7	13. 3	10.8
34. 5	21.6	8. 3	2. 1	4. 9
25. 4	20. 7	13. 3	8. 7	11.0
25. 6	19. 1	7. 8	12. 5	6. 6
29. 6	18.0	10. 9	7. 9	11.7
20. 5	13. 9	12. 8	12. 8	9. 6
34. 2	13.0	20. 6	7. 0	7. 6
22. 3	15.3	11.5	13. 6	12. 5
22. 1	24. 5	11.3	10. 5	7. 3
28. 6	14. 7	9.8	10. 6	6.8
28. 8	14. 7	11.6	10. 6	8. 1
32. 1	21.5	19. 7	1. 6	7. 0
27. 4	15. 1	11. 3	9. 4	6.6
44. 0	9.3	15. 6	3. 9	5. 3
24. 9	21.8	13. 1	7. 7	11.0
	ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	向場。 上でのの意思 を の意思 を を記力 を を記力 を 16.9 22.1 17.6 25.0 22.8 26.7 34.5 21.6 20.7 25.6 19.1 29.6 18.0 20.5 13.9 34.2 15.3 22.1 24.5 28.6 14.7 28.8 14.7 32.1 21.5 27.4 15.1 44.0 9.3	 高場上でののた能配力 調練の実施通 25.3 18.5 12.2 16.9 22.1 13.6 17.6 25.0 14.1 22.8 26.7 9.7 34.5 21.6 8.3 25.4 20.7 13.3 25.6 19.1 7.8 29.6 18.0 10.9 20.5 13.9 12.8 34.2 13.0 20.6 22.3 15.3 11.5 22.1 24.5 11.3 28.6 14.7 9.8 28.8 14.7 11.6 32.1 21.5 19.7 27.4 15.1 11.3 44.0 9.3 15.6 24.9 21.8 13.1 	向場上でのた能配力 上での 情感 上での 上でい 上での 上でい 上でい

厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査」より作成

知ることが定着につながる

職場での意思疎通を図ることで、上司や先輩社員が、若年正社員の特性や考え方などを把握しやすくなります。若年正社員のことをより知ることができれば、適正な配置等がしやすくなり、若年正社員にとっても働きがいのある職場になっていくのではないかと思われます。

若年正社員がなかなか定着しない企業では、定期的な面談をはじめ若年正社員と話をする機会を、今まで以上に増やすような取り組みをされてはいかがでしょうか。

(※) 厚生労働省「平成25年若年者雇用実熊調査」

5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、産業別、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した16,607事業所を対象に行われた調査です。有効回答率は61.9%となっています。ここでの若年正社員とは、調査基準日現在で満15~34歳の正社員をいいます。詳細は次のURLからご確認ください。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21.html

IT情報

無料Wi-Fiを賢く安全に 利用しよう

先日、海外へ行ったときに、無料のWi-Fi (ワイファイ) スポットが多くあることを知り、日本との違いに驚きました。そこで今回は、日本でのWi-Fi事情と、無料Wi-Fiのメリット・デメリットについてまとめました。



Wi-Fiとは

Wi-Fiとは、無線LANでインターネットに接続する技術のことをいいます。また、外出先で無線LANを使ってインターネットに接続できる場所を『Wi-Fiスポット』といいます。

日本と海外の無料Wi-Fi事情

海外では公衆でのWi-Fiスポットの普及率が高く、Wi-Fiは身近な通信手段として利用されています。そのため無料Wi-Fiスポットが充実している面があります。

他方、日本ではデータ通信料金を定額で契約しているタイプが多く、Wi-Fiを利用しなくとも快適に接続できることや、セキュリティ面での問題から、公衆のWi-Fiスポットの整備が進んでいませんでした。

しかし、国の政策である訪日外国人旅行者 の受入環境整備の一環で、観光のICT化の推 進が掲げられ、無料公衆無線LAN環境の提供 が進められています。また、東京オリンピッ ク開催の決定なども影響し、訪日外国人旅行 者向けの無料Wi-Fiスポットの整備や提供が 増えているようです。例えば、KDDI子会社で あるワイヤ・アンド・ワイヤレス社は、複数 の法人および自治体と協力して、「TRAVEL JAPAN Wi-Fi | プロジェクトを発足させ、全 国20万ヶ所以上のWi-Fiスポットへの無料接 続が可能なスマートフォンアプリ「TRAVEL JAPAN Wi-Fi」を公開しています。これは、 訪日外国人旅行者が各国の言語で、Wi-Fiス ポットを通じて、日本全国の観光地の情報を 無料で取得できるというものです。

無料Wi-Fiのメリット・デメリット

訪日外国人旅行者向けだけでなく、日本人向けにも無料Wi-Fiスポットが増えてきてい

ますが、利用にあたってはメリットやデメリットをしっかり理解することが大切です。

■メリット

- 無料でインターネットが使えるので、パケット代を抑えられる。
- スマートフォンの通信速度が速くなることがある。
- ・複数台の機器を同時に接続できる。

■デメリット

・セキュリティ面で危険がある(情報を抜き取られる可能性がある)。

ではどのような点に注意して、無料Wi-Fi を有効活用すればよいでしょうか。

口無料Wi-Fiを使うときのポイント

- ・暗号化されていないWi-Fiスポットには 接続しない。
- ・銀行やクレジットカードなどの重要な個 人情報を扱うサイトにはアクセスしない。
- ・勝手に繋がらないように、Wi-Fiは手動接続に設定しておく。
- ・セキュリティが搭載されているアプリなどを使って、安全に利用する。

特に海外では、無料Wi-Fiのセキュリティ 基準が定まっていない国もあるため、注意が 必要です。最近では旅行や出張で海外に出か けても、無料Wi-Fiにより容易に連絡がとれ て便利ですが、その反面、日本と同じような 感覚で、海外でインターネットを安易に接続 してしまう人も多いようです。それはとても 危険なことです。ビジネスで使うスマート フォンは、一段とその意識を持ちたいもので す。 個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

	2015年6月
<u>1.</u>	個人住民税の特別徴収 (新年度がスタート) お仕事備忘録
2.	個人住民税の納期の特例
3.	賞与支払届の提出
4.	
5.	障害者、高年齢者雇用状況の確認
6.	お中元の手配、暑中見舞いの発送準備
7.	梅雨どきの対策
	1. 2. 3. 4. 5. 6.

1. 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで、納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立て ておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書(6月1日現在)の提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークによっては、6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注をおこないましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパートから配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となってきました。6月11日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等の ほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業 務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせ ましょう。



 \bigcirc

日	曜日	六曜	項目
1	月		●健康保険・厚生年金保険料の支払(4月分) ●労働保険の年度更新(~7月10日)
	7	亦口	●刀側床院の牛皮丈利(197月10日)
2	火	先勝	
3	水	友引	
4	木	先負	
5	金	仏滅	
6	土	大安	芒種
7	日	赤口	
8	月	先勝	
9	火	友引	
10	水		●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(5月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11		仏滅	
12		大安	
13		赤口	
14		先勝	
15		友引	
16		大安	
17		赤口	
18		先勝	
19		友引	
20	土	先負	
21		仏滅	
22	月	大安	夏至
23	火	赤口	
24	水	先勝	
25	木	友引	
26	金	先負	
27	土	仏滅	
28	日	大安	
29	月	赤口	
30	火	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払(5月分)